

みえ林政人材登録制度実施要綱

第1 目的

森林法改正による林地台帳や森林所有者届出制度の導入、森林経営管理法や森林環境譲与税の導入による新たな森林経営管理制度への対応など、森林・林業行政における市町の役割が重要となっている一方、県内市町の森林・林業行政の実施体制は、専任の担当者が不在であるなど必ずしも十分ではない実態がある。

このようなことから、森林・林業行政についての知識や経験を有する人材（以下「林政人材」という）を登録する「みえ林政人材登録制度」を設け、登録情報の市町への提供を通じて、地域における林政人材の活用を促し、もって、市町の森林・林業行政を支援することを目的とする。

第2 登録制度の名称

本要綱に基づく登録制度を「みえ林政人材バンク」と称する。

第3 林政人材の登録

- 1 県は、県内に在住又は在勤し、次のいずれかに該当する者のうち希望する者から登録申請があり、その内容を適切と認めた場合は、「みえ林政人材登録簿」（第1号様式）（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

- ア 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者（林業改良指導員及び林業専門技術員を含む。）
- イ 技術士（森林部門）
- ウ 林業技士
- エ 認定森林施業プランナー
- オ みえ森林・林業アカデミー地域林政アドバイザー講座修了者
- カ みえ森林・林業アカデミーディレクターコース修了者
- キ 林野庁が実施する研修（市町村林務担当者研修（地域林政アドバイザー）等）受講者

登録簿には、次の内容を登録することとする。

- ア 登録番号
- イ 登録年月日
- ウ 登録満了年月日
- エ 名前（ふりがな）
- オ 連絡先（自宅住所・自宅電話・自宅E-mail）
- カ 資格
- キ 活動可能地域（市町名）
- ク 得意分野及び特記事項

- 2 登録希望者は、登録申請書（第2号様式）に前項のうち該当する資格に関して、その資格を有することを証する書類の写しを添付して登録申請するものとする。
- 3 県は、1の登録を完了した場合は、第3号様式により本人に通知するものとする。
- 4 登録の期間は、登録日から3年間とする。なお、登録の満了日までに登録者から県に対して登録延長の申請があり、県がこの内容を適切と認めた場合は登録をさらに3年間延長することができるものとする。以降の登録延長についても同様の手続きとする。
- 5 前項により登録延長の申請があった場合は、2及び3を準用する。
- 6 登録者は、登録内容の変更を希望する場合は、速やかにその内容を届け出るものとし、県は登録簿の内容を変更するものとする。
- 7 登録者は、登録の取り消しを希望する場合は、速やかにその旨を届け出るものとし、県は登録簿から削除するものとする。

第4 登録簿の提供及び活用

- 1 県は、市町が希望する場合にあっては、登録簿を市町に提供することができる。
- 2 登録希望者は、県に登録しようとする情報が市町に提供され、活用されることに予め同意しなければならない。
- 3 市町は、登録簿の提供を希望する場合は、第4号様式により県に申請するものとする。
- 4 県は、前項の申請があったときは、当該市町で活動可能な登録者にかかる登録簿を当該市町に提供するものとする。登録簿の提供は、第3の1に基づく登録、第3の6に基づく登録内容の変更、第3の7及び第5の1に基づく登録の取り消しがあった場合にあっては、その都度、その旨を当該市町に通知するものとする。
- 5 市町は、県から提供された個人情報について、市町が独自に定める個人情報の取扱いに関する規範に則り、適切に管理しなければならない。
- 6 市町は、県から提供された登録簿の情報に基づき、登録者に連絡することができる。
- 7 市町は、前項により連絡をとった登録者と協議が整った場合に、当該登録者に専門の業務を依頼することができる。この場合、市町は県に対して協議が整った旨を報告するものとする。
- 8 6及び7にかかる費用は市町が負担するものとする。

第5 登録の取り消し

- 1 県は、登録者が虚偽の申請を行うなど不誠実な行為があったと認める場合には、登録期間中であっても登録を取り消すことができる。
- 2 県は、前項により登録を取り消した場合は、本人に理由を付して通知するとともに、第4の1に基づいて当該登録者に関する情報を市町に提供していた場合にあっては、当該登録を取り消した旨を当該市町に通知するものとする。

第6 制度運用の委託

- 1 県は、当該登録制度の運用業務を外部委託することができる。
- 2 前項により県から運用業務を受託した者は、契約に基づいて誠実に業務を遂行するとともに、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- 3 県が運用業務を外部委託する場合は、本要綱中「県」とあるのを「受託者」に読み替えて運用するものとする。
- 4 県が運用業務を外部委託する場合は、登録者は登録簿が受託者に提供されることを予め了承しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、令和2年1月6日より施行する。
ただし、第4に基づく県から市町への登録簿の提供は令和2年2月14日より開始する。
- 2 この要綱は、令和2年3月13日に一部を改正し、同日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年9月27日に一部を改正し、同日から施行する。

第2号様式（第3の2関係）

みえ林政人材バンク登録申請書

三重県農林水産部森林・林業経営課長 あて

みえ林政人材登録制度実施要綱第3の2の規定に基づき登録を申請します。

年 月 日

名 前 _____

項 目		記 入 欄	
ふりがな			
名 前			
連 絡 先	自 宅	住 所	〒
		電話・E-mail	電 話： E-mail：
	勤 務 先	住 所	〒
		所 属 名 称	
活 動 可 能 地 域		(市町名)	
資 格 ※資格を有することを証する書類の写しを添付すること		ア 森林総合監理士登録者 イ 林業普及指導員資格試験合格者（林業改良指導員及び林業専門技術員を含む。） ウ 技術士（森林部門） エ 林業技士（部門名： ） オ 認定森林施業プランナー カ みえ森林・林業アカデミー地域林政アドバイザー講座修了者 キ みえ森林・林業アカデミーディレクターコース修了者 ク 林野庁が実施する研修（市町村林務担当者研修（地域林政アドバイザー）等受講者	
得 意 分 野 及 び 特 記 事 項			

【 記 入 要 領 】

連 絡 先 欄：県内在住の方は、自宅のみ記入してください。県外在住の方のみ、自宅住所に加えて勤務先（県内に限る）も記入してください。

活 動 可 能 地 域 欄：自身の資格・能力を生かして活動できる地域について市町名を記入してください。

資 格 欄：該当する資格に○を付け、その資格を有することを証する書類の写しを添付してください。

得 意 分 野 及 び 特 記 事 項：森林・林業行政についての経験・実績や得意とする分野、その他特記すべき事項を記入してください。

みえ林政人材バンク登録通知

（登録者名）様

三重県農林水産部森林・林業経営課長

年 月 日付けで貴殿から登録申請のあった件について、みえ林政人材登録制度実施要綱第3の1に基づき登録したので通知します。

記

1. 登録番号 R〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
2. 登録期間 年 月 日から 年 月 日まで（3年間）
3. 活動可能地域
4. 登録の変更等
登録内容の変更や取り消しを希望する場合は、速やかに下記担当まで届け出てください。
5. 登録の延長
登録期間は3年間となっています。登録を延長したい場合は、満了日までに下記担当まで申し出て下さい。
6. 留意事項
次の事項についてご了承ください。
ア. 貴殿の活動可能地域の市町から希望があった場合に、県から当該市町に対して登録簿を提供します。
イ. 登録簿の提供を受けた市町から貴殿の自宅に連絡が入る場合があります。
ウ. 登録者に虚偽の申請など不誠実な行為があった場合には、登録期間中であっても県が登録を取り消すことがあります。
エ. 県が登録制度の運用を外部委託することがあり、この場合は、登録簿を受託者に提供します。なお、この場合、県は契約において受託者に守秘義務を課します。
7. 事務担当
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部森林・林業経営課森林計画班
電話：059-224-2564
FAX：059-224-2070
E-mail：shinrin@pref.mie.lg.jp

第4号様式（第4の3関係）

年 月 日

三重県農林水産部森林・林業経営課長 あて

〇〇市（町）〇〇課長

みえ林政人材バンク登録簿提供申請

みえ林政人材登録制度実施要綱第4の3に基づき、本市（町）において活動を可能とする登録者にかかる登録簿の提供を申請します。

記

1. 提供を申請する期間
申請日から 年 月 日まで
2. 事務担当

参考様式（第3の6及び7関係）

みえ林政人材バンク登録内容変更（取り消し希望）届出書

三重県農林水産部森林・林業経営課長 あて

みえ林政人材登録制度実施要綱第3の6（7）の規定に基づき登録の内容変更（取り消し希望）を届け出ます。

年 月 日

名 前 _____

登録番号 _____ 号

（注：登録内容変更届出の場合は、以下を記入してください）

	変更前	変更後
変更内容		

※新たに取得した資格を変更届出する場合は、その資格を有することを証する書類の写しを添付してください。

参考様式（第3の6及び7関係）

年 月 日

（ 登 録 者 名 ） 様

三重県農林水産部森林・林業経営課長

みえ林政人材バンク登録変更（取り消し）通知

みえ林政人材登録制度実施要綱第3の6（7）に基づき、貴殿の登録を変更（取り消）したので通知します。

記

1. 変更（取り消）した登録番号 R〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

2. 変更の内容

3. 事務担当

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部森林・林業経営課森林計画班

電 話：059-224-2564

F A X：059-224-2070

E-mail：shinrin@pref.mie.lg.jp

参考様式（第4の4関係）

年 月 日

〇〇市（町）〇〇課長 様

三重県農林水産部森林・林業経営課長

みえ林政人材バンク登録簿の提供について

年 月 日付けで貴職より申請のあった登録簿について、みえ林政人材登録制度実施要綱第4の4に基づき、下記のとおり提供します。

記

1. 提供する登録簿

別紙 みえ林政人材登録簿（第1号様式）

2. 留意事項

登録簿の取扱いに当たっては、次の点に留意してください。

ア. 貴市（町）が定める個人情報の取扱いに関する規範に則り、適切に管理してください。

イ. 登録簿に記載された登録者への連絡調整にかかる費用や、当該登録者に専門の業務を依頼する場合にかかる費用は貴市（町）の負担となります。

ウ. 提供する登録簿は 年 月 日時点のものです。

3. 事務担当

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部森林・林業経営課森林計画班

電話：059-224-2564

FAX：059-224-2070

E-mail：shinrin@pref.mie.lg.jp

参考様式（第4の4、第5の2関係）

年 月 日

〇〇市（町）〇〇課長 様

三重県農林水産部森林・林業経営課長

みえ林政人材バンク登録簿の登録内容変更（登録取り消し）について

年 月 日付けで貴職に提供した登録簿について、登録内容の変更（登録の取り消し）をしたので、みえ林政人材登録制度実施要綱第4の4（第5の2）に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 提供する登録簿

別紙 みえ林政人材登録簿（第1号様式）

2. 留意事項

登録簿の取扱いに当たっては、次の点に留意してください。

ア. 貴市（町）が定める個人情報取扱いに関する規範に則り、適切に管理してください。

イ. 登録簿に記載された登録者への連絡調整にかかる費用や、当該登録者に専門の業務を依頼する場合にかかる費用は貴市（町）の負担となります。

ウ. 提供する登録簿は 年 月 日時点のものです。

3. 事務担当

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部森林・林業経営課森林計画班

電 話：059-224-2564

F A X：059-224-2070

E-mail：shinrin@pref.mie.lg.jp

参考様式（第4の7関係）

年 月 日

三重県農林水産部森林・林業経営課長あて

〇〇市（町）〇〇課長

みえ林政人材バンク登録者への専門業務依頼について

年 月 日付けで提供のあった登録簿に掲載された下記の登録者との協議が
整い、専門の業務を依頼することとしたので報告します。

記

1. 登録者情報

登録番号 R〇〇〇〇〇〇〇〇〇号

登録者名 _____

2. 協議結果

(※登録者に依頼することとなった専門の内容や依頼する時期・期間等について記載してください。)

3. 事務担当

参考様式（第5の2関係）

年 月 日

（ 登 録 者 名 ） 様

三重県農林水産部森林・林業経営課長

みえ林政人材バンク登録取り消し通知

みえ林政人材登録制度実施要綱第5の2に基づき、貴殿の登録を取り消したので通知します。

記

1. 取り消した登録番号 R○○○○○○○○○号

2. 取り消しの理由

3. 事務担当

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部森林・林業経営課森林計画班

電 話：059-224-2564

F A X：059-224-2070

E-mail：shinrin@pref.mie.lg.jp